

令和元年11月 制定  
令和3年4月 一部改定  
令和5年11月 一部改定  
令和6年11月 一部改定

学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学憲章

「 新潟リハビリテーション大学 ガバナンス・コード 」

学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学

本ガバナンス・コードは、学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学の運営上の基本を示したものである。

目 次

はじめに	2
第1章 大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	3
1－1 建学の精神	
1－2 教育と研究の目的（大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	6
2－1 理事会	
2－2 理事	
2－3 監事	
2－4 評議員会	
2－5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	9
3－1 学長	
3－2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	10
4－1 学生に対して	
4－2 教職員等に対して	
4－3 社会に対して	
4－4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	12
5－1 情報公開の充実	

## はじめに

1. 「学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学 ガバナンス・コード（以下、本ガバナンス・コード）」制定の目的・意義
  - (1) 学校法人北都健勝学園 新潟リハビリテーション大学（以下、本学）は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
  - (2) 本学は、高い公共性を有する大学としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
  - (3) 本学は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生・修了生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うする。
  - (4) 本学は、適切なガバナンスを確保し、教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うする。
2. 「本ガバナンス・コード」制定における指針  
本ガバナンス・コードは、「本学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進める」と目的とし、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものとする。
  - (1) 自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
  - (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
  - (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
  - (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
  - (5) 透明性の確保…情報公開等
3. 「本ガバナンス・コード」の運用  
本学における、公共性と自主性を基本にした自律的な取組みとして活用する。  
今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「ガバナンス・コード」としていきたい。

## 第1章　自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

本学は、建学の精神・理念を大切にするとともに、自主性・自律性を尊重し、特色ある教育・研究を行う機関として発展してきました。また、本学は地域社会において、高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後も、本学は、建学の精神に基づき、その使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「本ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中・長期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

### 1－1 建学の精神

#### （1）建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理感を備え、優れた医療人としての厳格さと慈愛を併せ持つ全人教育を目指し、わが国の医療分野に貢献することを目的とする。

#### （2）建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

##### 学部

###### 理学療法学専攻

リハビリテーション医療の中でも中核となる理学療法の専門分野において、他職種と連携できる幅広い知識・技術・応用力を体系的に培う教育研究を行い、高度で専門的な知識を持ち、臨床の場での即戦力と問題解決能力を兼ね揃えた理学療法士の育成を行う、さらには障害者や高齢者だけでなく、疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士の育成を目的とする。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○現代社会に頻発する脳血管障害や高齢者の骨折等に対する一般的な医学的知識と今後必要とされる高度で専門的な知識を持ち、臨床の場で即戦力と問題解決能力を兼ね備えた理学療法士。

○障害者や高齢者だけでなく、健常者の疾病予防から健康増進に至るまでの、包括的な能力を兼ね備えた理学療法士。

###### 作業療法学専攻

身体、または精神の障害によって失われた様々な能力を、各種作業を用いた治療で回復させることのみならず、その方にとって意味のある作業を賦活させることによって、地域生活（近隣社会、学校、職場）を支えることのできる作業療法士の育成を教育目標とする。以上の教育により、次のような人材を育成する。

○対象者の障がいのみではなく、生活、価値観、社会的役割などを評価し、その対象者にとって意味のある作業を賦活する能力を有する作業療法士。

○対象者をめぐる保健医療の専門職と協業し、対象者の地域生活を支える能力を有する作業療法士。

###### 心理学専攻

医療・保健・福祉及び教育等の分野で用いられる、対人援助の心理学理論と技術を修得・研究し、暮らしと社会の中で人間相互の理解と共助を積極的に促進し貢献できる高い意志と知識を備えた人材を育成する。

- 培った心理学の知識を、卒業後に一般社会で実践し、幅広く活躍できる人材。
- 大学院進学を視野に入れ、「公認心理師」を目指すなど心の支援に直接携わる人材。

## **大学院（修士課程）**

### 摂食・嚥下障害コース

主として摂食・嚥下障害を持つ患者に対して、

- 病院・老人保健施設・障害児福祉施設・特別養護老人ホーム・重症心身障害児施設・在宅等の臨床現場において、迅速な評価やQOL向上のために最善のアプローチを行うことができ、リーダー的役割を担う医療従事者。
- 教育現場あるいは食品・医療関係企業等で、新しい評価方法や訓練方法を研究したり、家庭や介護施設等で利用可能な嚥下食等の開発を行ったりすることができる創造力豊かな教育・研究者。

### 高次脳機能障害コース

主として高次脳機能障害を持つ患者に対して、

- 病院・老人保健施設・障害児福祉施設・特別養護老人ホーム・重症心身障害児施設・在宅等の臨床現場において、適切な評価やリハビリテーションを行い、さらに心理的サポートも充分考慮できる、より高度な医療従事者。
- 機能改善のためのアプローチ方法や、AAC（代替コミュニケーション）などの良好な人間関係の修復などに関する開発および教育等に携わる教育・研究者。

### 運動機能科学コース

主として運動機能障害を持つ患者に対して、

- 医療施設・老人保健施設・福祉施設・在宅等の臨床現場において、適切な評価やリハビリテーション医療を行い、さらに心理的サポートも十分考慮できる、より高度な医療従事者。
- 教育現場や研究施設等で健康増進や機能改善のためのアプローチ法を開発する、能力障害を補てんする方法、活動やQOLを改善する方法等を開発する、あるいはその基礎となる研究を行える教育・研究者。

### 心の健康科学コース（公認心理師課程、一般課程）

主として心理・精神面での諸課題を持つ方々に対して

- 適切な心理アセスメントやサイコセラピーの実施、また、心の健康に関する諸問題へ介入できる公認心理師（公認心理師課程履修者）。
- 心の健康を指導・探求し、その知見を深化・啓発させることのできる教育・研究者あるいは、医療・福祉・教育等の多分野にわたる対人支援専門職（一般課程履修者）。

### 言語聴覚障害コース

主として言語聴覚障害の患者に対して、

- 臨床現場において、対象者の全人的な観点から、多職種と連携してQOLの向上に寄与できること、また地域包括ケアシステムなど変化する社会的ニーズに適確に対応し、率先していけるより高度な医療従事者。
- 種々の訓練手技などのエビデンスを構築する臨床研究を行うことができ、また生理学的基盤から臨床を支える基礎研究も行える教育・研究者。

## 1－2 教育と研究の目的（大学の使命）

### （1）建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、目的は次のとおりです。

#### ① 学部の目的

- ・崇高な倫理観と医療従事者としての使命感を常に有する人材の育成
- ・地域社会に貢献できる人材の育成
- ・文化教養に精通し、国際社会に貢献できる人材の育成

#### ② 大学院（修士課程）の目的

- ・リハビリテーションを機軸とするさまざまな角度から、中・高年齢者の医療を基盤とした福祉医療に関する教育研究活動を展開し、その成果を社会に公開し還元する。
- ・深い洞察力と科学的データから弱者（患者）の疾患を客観的に把握し、それに対する治療技術を十分に駆使することができ、さらに弱者（患者）の心の痛みを理解しつつ、抱えている問題を軽減できる知識と技術を培い、臨床現場や福祉施設でリーダーとなって活躍できる医療従事者、また大学や専門学校あるいは関係企業等でその力を発揮できる教育・研究者としての人材を養成する。

### （2）中・長期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中・長期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中・長期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中・長期的な計画の進捗状況、財務状況については、学校法人北都健勝学園理事会及び新潟リハビリテーション大学運営委員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中・長期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中・長期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

### （3）大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様な背景を持った学生の学修の継続や卒業・修了後の活躍推進を目的とした修学支援など、多様性への対応を実施します。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人北都健勝学園（以下、本学校法人）は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### （1）理事会の役割

##### ① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

##### ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

##### ④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制とします。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

##### ⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

##### ⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

##### ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

##### ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規則を整備します。損害賠償についての負担軽減並びに学校法人経営に関する危機管理の一助として、役員賠償責任保険に加入します。

##### ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができる

ません。

## 2－2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、副理事長を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

### (2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中・長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

### (3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

### (4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

## 2－3 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の

- 審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
  - ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。
- (3) 監事監査基準
- ① 監査機能の強化のため、学校法人北都健勝学園監事監査規則を作成します。
  - ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
  - ③ 監事は、学校法人北都健勝学園監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。
- (4) 監事業務を支援するための体制整備
- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
  - ② 監事に対し、十分な研修の機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
  - ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
  - ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
  - ② 中・長期的な計画の策定
  - ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
  - ④ 役員報酬に関する基準の策定
  - ⑤ 寄附行為の変更
  - ⑥ 合併
  - ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
  - ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
  - ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの
- (2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- (3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
- ア 本学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - イ 本学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうち  
から、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 本学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若  
しくは諮詢等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申  
ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事  
会が選任する扱いとしています。
- (2) 評議員への研修機会の提供と充実
- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・  
事後のサポートを十分に行います。
  - ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修の機会を提供し、その研修内容の充実に  
努めます。

### 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の選任は、学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学学長等選任規則に基  
づき、「理事会が行う」とあり、新潟リハビリテーション大学学則において、「学長は、本  
学の最高責任者として校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、  
理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成す  
るための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の  
意向が十分に反映されるように努めます。

#### 3－1 学長

##### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「新潟リハビリテーション大学は、教育基本法及び学  
校教育法に基づき、「人の心の杖であれ」の精神を礎とした崇高な倫理観を備え、優  
れた医療人としての厳格さと慈愛を併せもつ全人教育を目指し、わが国の医療分野に  
貢献する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統  
括し、所属職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中・長期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できる  
よう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

##### (2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、新潟リハビリテーション大学学  
則において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。
- ② 学部長の役割については、新潟リハビリテーション大学学則において「学部長は、  
学部の教育研究に関する事項を掌理する。」としています。

### 3－2 教授会

#### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

### 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4－1 学生に対して

#### (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

##### ① 3つの方針（ポリシー）

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

##### ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

##### ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

### 4－2 教職員等に対して

#### (1) 教職協働

実効性ある中・長期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

#### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。FD・SD委員会を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

##### ① ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、FD 研修会を定期的に開催し、取組みを推進します。

② スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

#### 4－3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

外部認証評価機関（公益財団法人大学基準協会、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構等）の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たします。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取組みます。

#### 4－4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。

ア 学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、

法令等という。) を遵守するよう組織的に取組みます。

- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

## 第5章 透明性の確保（情報公開）

大学は、高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

大学は、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5－1 情報公開の充実

#### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

##### ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

##### ② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

#### (2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努め

て最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 海外の協定校

イ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

ア 中・長期的な計画

(3) 情報公開の工夫等

① 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。

② 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以上